

質問第二二〇号

黒星病に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成三十年七月二十日

参議院議長 伊達忠一殿

紙 智 子

C

O

2

黒星病に関する質問主意書

バラ科の植物に見られる黒星病は、葉に、淡褐色から紫黒色状の小さなしみ状の斑点が現れ、果実にも感染する病気で、被害がひどい場合は、果実が商品として出荷できなくなる。近年、青森県をはじめ各地で黒星病の発生が多発しており、黒星病の防除のためこれまで使用されてきた殺菌剤（E B I 剤）が効かない耐性菌が出現している。そこで、以下質問する。

一 黒星病が多発している要因に対する見解如何。また、黒星病の防除のためこれまで使用されてきた殺菌剤の効果が薄れていると言われていることへの認識如何。

二 黒星病の感染源を絶つため、黒星病に感染した葉や果実の処理並びに、被害の拡大を防止するための計測器の設置をはじめとする防除対策が急がれるが、見解如何。

三 生産者は薬剤散布に伴う防除経費の増大と、風評被害に伴う商品の取引価格の低下を不安視している。黒星病の発生被害を受けている生産者が営農を継続できるよう支援すべきだと考えるが、国として現在どのような支援策を行っているか。

四 黒星病の殺菌剤が効かない耐性菌が出現しているとすれば、新しい殺菌剤の開発を急ぐ必要があるが、

開発に向けた現状如何。同時に、国として黒星病の殺菌剤の研究体制を強化すべきでないか。
右質問する。